

個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について
(平成28年1月26日個人情報保護委員会決定)の一部改正案
についての概要

1. 改正の趣旨

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において掲げられているデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに伴い、贈与等報告書の閲覧について、令和5年度中にデジタル化を完了する工程が示されており、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項を規定している「個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について」(平成28年1月26日個人情報保護委員会決定)をデジタル化に対応するため改正するもの。

2. 改正案の概要

贈与等報告書の閲覧手続のデジタル化に対応するための規定を新設。

● デジタル化後の大まかな閲覧手続の流れ

個人情報保護委員会ホームページ内に「贈与等報告書閲覧請求フォーム」を開設し、請求フォームより閲覧請求を行う。閲覧請求専用のメールアドレスを作成し、請求があった報告書は請求フォームに入力されたメールアドレスに PDF ファイルにしてデータで送付することにより閲覧に供する。

(※デジタル化に対応できない者への措置として、現行の手続は廃止しない。)

3. 今後の予定

1月25日(木)	国家公務員倫理審査会へ審査了の改正案 及び新旧対照表の提出
2月8日(木)	国家公務員倫理審査会へ公文書による申請の提出
2月13日(火)	国家公務員倫理審査会(申請に対する同意)
審査会同意後	贈与等報告書閲覧請求フォーム開設準備
4月1日(月)	施行